

令和3年度 入間市雨水利用タンク設置費 補助制度のご案内

雨水の有効利用と良好な水の循環を保つため、雨水利用タンクを設置するに方に補助金を交付します。

◎ 雨水利用タンクとは

屋根などに降った雨水を集めて溜めておくタンクです。溜めた雨水は、植木の散水や洗車に利用できます。また、災害が発生した際には、一時的な生活用水としても利用できます。

◎ 申請期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

※先着順で受け付けます。予算額に達した時点で受け付けを終了します。

◎ 補助の対象

次の要件に全て該当する方

- ・ 入間市内に住所のある方
- ・ 市内に自己の家庭用に雨水タンクを設置した方
- ・ 設置した雨水タンクを常に良好に維持管理できる方
- ・ 市税の滞納がない方
- ・ 過去に同補助金の交付を受けていない方 ※補助金の交付は1世帯1基まで。

◎ 補助金額

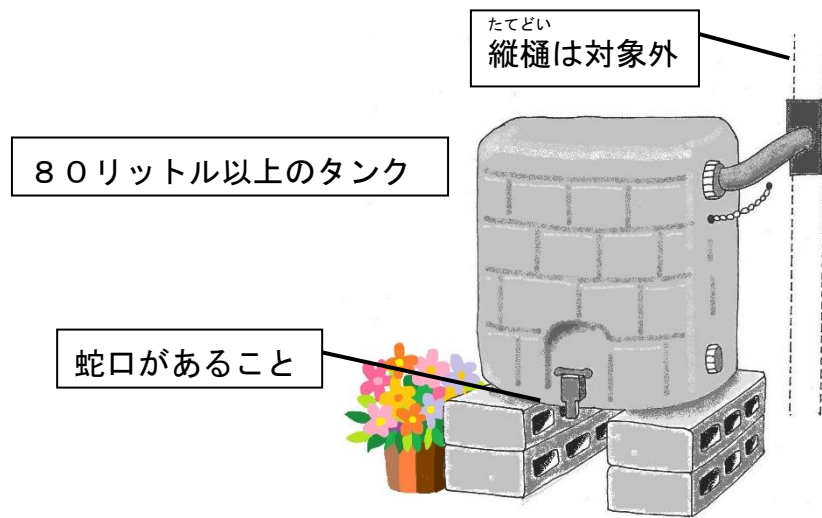
雨水利用タンクの購入と設置に掛かる費用（税抜）の2分の1、限度額2万円。

※補助額は1,000円未満切り捨てです。

◎ 補助の対象となる雨水利用タンク

次の要件に全て該当するもの

- ・ 令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に、購入し設置したもの。
- ・ 貯水容量が80リットル以上のもの。(連結式タンクも可)
【設置例】40リットルのタンク2つ(計80リットル)を連結させたもの
- ・ 散水できる蛇口を備えているもの。
- ・ タンクのふたは、開閉可能なもので安全な構造であること。

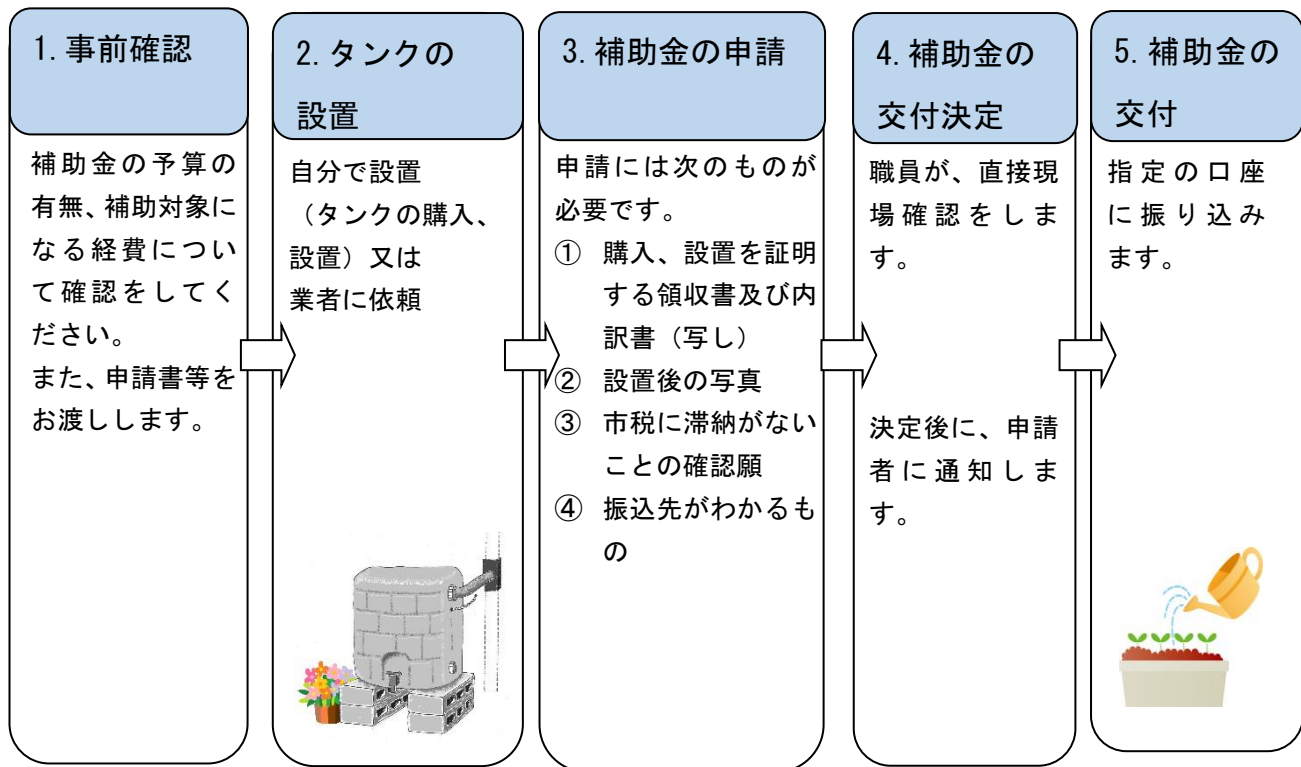


<注意> 次のようなタンクや付帯工事等は、補助対象外です。

- ・ 簡易なふたで、散水できる蛇口のない桶、マス及びおけ等のようなもの。
- ・ ためた雨水をひしゃくなどを使ってくみ出すもの。
- ・ 地下貯留型のもの。
- ・ 必要以上に面積が広い基礎の工事費。
- ・ たてどい縦樋の改修費用。



◎補助金交付までの手続きのながれ



◎申請書類

1. 入間市雨水利用タンク設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
2. 購入及び設置に係る領収書及び内訳書の写し
※領収書に内訳の記載がある場合は、領収書のみで可。
※内訳のわかる書類が無い場合は、「雨水利用タンク経費内訳書」をご提出ください。
3. 設置完了後の写真
4. 市税に滞納がないことの確認願（様式第2号）
※入間市役所収税課で、確認を受けたもの。

入間市公式ホームページでもご覧になれます。 <http://www.city.iruma.saitama.jp/>

※お問い合わせ・お申し込み

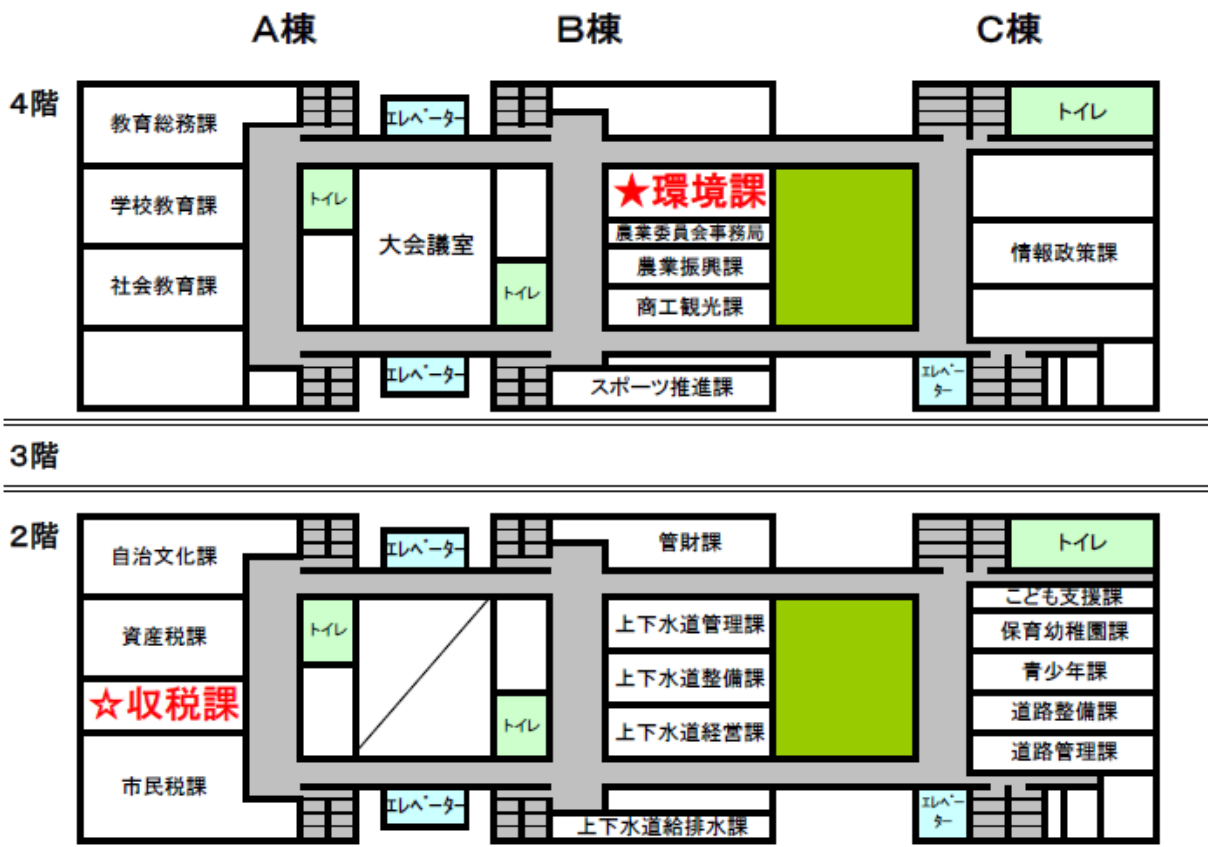
入間市役所 環境経済部 環境課 環境総務担当
電話 2964-1111（代表） 内線 4221、4222
Eメール ir241000@city.iruma.lg.jp



提出先等のご案内

申請書類提出先 ★環境課 (B棟 4階)

市税に滞納がないことの確認願 . . . ☆収税課 (A棟 2階)



過去に設置された例

